

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第一部 労働者状態

## 第五編 労働者の生活

## 第三章 住宅

概説 一九五〇年の国勢調査によれば非住宅(居住に供されているが独立の家庭生活を営むことができないようなところ)を除いた住宅の総数は一、五七八万戸あり、四七年に行われた住宅調査結果による一、三八四万戸に比較して約一四%の増加となっている。この住宅を所有関係別にみると、住宅総数にたいして持家六三・九%、借家二一・五%、給与住宅五・九%、間借八・七%となっている。間借が依然として八・七%を占めていることは戦後の住宅難が、きわめて深刻であることを意味するとともに、国民の居住生活水準が一般的に低位にあることを示すものであろう。このことは、さらに一人当りの畳数を検討することによって一層明らかとなる。すなわち、住宅全体を通じて平均一人当り三・六畳でありそのうち持家は三・九畳であって比較的好条件であるが、給与住宅は三・一畳、借家、間借にいたっては、それぞれ二・九畳、二・六畳と、平均をはるかに下廻っている(第152表参照)。住宅は国民の生活水準のバロメーターであるとされているが、国民の約三〇%を占める借家、間借をしている人々が右にのべたようななさけない居住条件にあることは同時に、戦後における国民の生活水準向上が、遅々とした歩みを示していることを象徴しているといえるであろう。

政府の住宅対策 一九五〇年度予算における公共事業費は九七〇億円であり、前年に比較して約六〇%の増額となっている。そのうち住宅建設にあてられる予算は三一億円であってこれも又前年より六億円の増加をみている。しかしこれだけの増額によっても住宅難の根本的な打開には程遠いものがあることはいうまでもない。一方、五〇年度において注目すべきことは住宅金融公庫が開設されたことであり、これによって従来住宅建設の隘路であった長期金融の道が開かれたことである。すなわちその財源としては政府出資として五〇億円が計上されると共に見返資金中から一〇〇億円が出資されることになった。この住宅金融資金の貸付は六月第一回の受付が行われ八月その抽選が行われたが抽選率は八〇%であり一戸当り金額二一五、〇〇〇円であったが、いわゆる頭金として貸付金額の二五%を要することと、月収が月賦償還金(最低一、〇〇〇円から二、四〇〇円程度)の約七倍であることなどの制限がこの住宅金融の大衆化を阻んでいるのである。なお戦後行われていた建築統制はその後緩和され五〇年六月にいたって臨時建築制限規則のあつかう指定生産資材としては銑鉄をのぞいて全部解除されることになった。又建築の床面積制限は四九年六月、三〇坪までは届出だけでよくなったが五〇年二月には住宅の全部が届出ればよいことになり臨建規則による制限は事実上うけないことになった。さらにこの規則は五〇年十一月建築基準法の施行と共に廃止され、同時に建築申請手続も民主化されたのである。ここにおいていままでの国民経済の復興のため作宅を犠牲にするという、また量のためには質を制限するという止むを得ない措置からぬけだし、質量共に住宅を増し改善するという住宅行政の方向に移ったが、その恩恵をこうむるのは資力のある者に限られたことも否定できないのである。

住宅建設の状況 戦後の住宅建築活動は、四八年を頂点として四九年には下降しはじめ、五〇年

になると更にはなはだしく衰退して来ている。月平均竣工戸数は四八年四〇、五六一戸、四九年三三、五三一戸、五〇年(一月―九月平均)一七、六〇九戸である。四八年を一〇〇とすれば四九年は八三、五〇年は四二にすぎない。理由はいろいろ考えられるが自力で持家を建てうるものは一応建て終ったことと、ドッジ・ラインによる「健全財政・健全金融」の方針がとられた結果、徴税の強化、融資の引きしめなどによる経済界の金づまり、朝鮮動乱による資材の不足などに起因するものと思われる。

住宅難 終戦後五年を経過したにもかかわらず住宅不足は全国で約三五〇万戸存在し住宅難は未だ解消されていない。この中ひどく住宅に困っている者の現状(五〇年三月一五日現在)は海外引揚者では三七六、三四七世帯、一般生活困窮者総計一五六、三九五世帯でありこのうち筆頭は「現在住んでいる貸家(間)から立退かねばならぬ差迫った事情にあるもの」六六、二五六世帯となっており次が濠舎、仮小屋、学校、公会堂などに住むものの順になっている(毎日新聞五〇年九月二四日掲載)。

しかし、今日の住宅難の社会的分布をみると戦争被害のための一時的混乱による戦災とか引揚とかの影響は既に影をうすくし住宅難は経済力のあるものから無いものの方へ掃きよせられて行きつつあるようである。第6図は本年二月の調査であるが、斜線を引いた部分が住宅難世帯の分布で、破線のグラフが各層の中での住宅難世帯の比率である。これによると一人当り生計費が二、〇〇〇円以下の最低生活世帯では八〇%が水準以下の住生活で生活水準が上るにつれてこの比率はだんだん下っている。また職業別にみると第7図に見る如く住宅難の一番多く出て来る階級は民間労働者であって一〇〇世帯中七五世帯までが水準以下である。

しかし同時にこのグラフでもみられる様に住宅難は殆んどあらゆる階級にわたっているのであって、このことから住宅問題の慢性化、或は潜在化を予想することができるのである(建設省、建築研究所「建築技術」による)。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---